

北上市訓令第8号

市長部局

北上市営建設工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月29日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市営建設工事監督規程の一部を改正する訓令

北上市営建設工事監督規程（平成22年北上市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(監督職員の指名)</p> <p>第4条 監督職員は、次の各号に掲げる区分に応じて、工事主管課（工事を主管する課等をいう。以下同じ。）の職員のうちから、当該各号に定める者が工事ごとに指名するものとする。この場合において、総括監督員は、<u>当該工事主管課の長又はこれに準ずる職にある者</u>をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 議決契約工事 工事主管部 <u>(工事を主管する部等をいう。以下同じ。)</u> の長</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(監督職員の指名)</p> <p>第4条 監督職員は、次の各号に掲げる区分に応じて、工事主管課（工事を主管する課等をいう。以下同じ。）の <u>属する部</u>（以下「工事主管部」という。）の <u>技監又は工事主管課の職員</u>のうちから、当該各号に定める者が工事ごとに指名するものとする。この場合において、総括監督員は、<u>技監又は工事主管課の長若しくはこれに準ずる職にある者</u>のうちから指名するものとする。</p> <p>(1) 議決契約工事 工事主管部の長</p> <p>(2) [略]</p>

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。